



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



●各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ
PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**
＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

●保険金等のご請求に関するお問い合わせ
保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**
＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

募集代理店からのご説明事項

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、当行とお客さまの取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当行の取り扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。
- この保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先、融資状況等により、お申し込みいただけない場合があります。

生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認ください。

公的保険について（金融庁ホームページ）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

（お問い合わせ、ご照会は）
募集代理店

株式会社 千葉銀行

（ご契約後のご照会は）
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

介護バリューUS

認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）／無配当

人生100年時代。
そなえがあるから
楽しめる。



商品の概要について
動画でご確認いただけます

介護バリューUS



契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ず
お読みください。

ご契約のお申し込みの際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。
- 解約時の市場金利により損失が生じることがあります。

PGF生命

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命



この商品は認知症や介護に
円に比べて魅力的な利率

一生涯そなえることができます。
である米ドル建ての一時払終身保険です。



そなえる

軽度認知障害(MCI)*には
要支援1から、介護には
要介護2からそなえられます。



たくす

認知症や要介護状態になったとき、
ご家族が介護保険金を受け取る
ことができます。



つかう

認知症や介護にならなくても
解約返戻金を一時金や年金で
受け取り、自分のためにも
使えます。



のこす

ご契約から2年経過以後、米ドル
建てで一時払保険料を上回る死亡
保障を大切なご家族へのこせます。



認知症や介護のリスクに
そなえるだけじゃなくて、
保険金の受け取り方まで
考えられていていいね。



*MCI・軽度介護特約を付加し、医師により軽度認知障害(MCI)と診断確定された場合も特約介護保険金が支払われ
※この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」の「米ドル建

ます。
MCI・軽度介護保障付終身保険特約」を「MCI・軽度介護特約」と読み替えて記載しています。

市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約
の保険にはご負担いただく費用があります。

くわしくは 39～42ページ



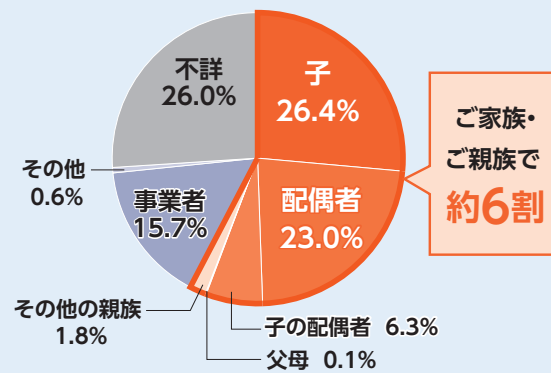
ご注意

この保険は米ドル建てであり、為替相場の変動による影響を受けます。また、
返戻金額は一時払保険料を大きく下回り損失が生じるおそれがあります。こ

介護や認知症にそなえていますか？

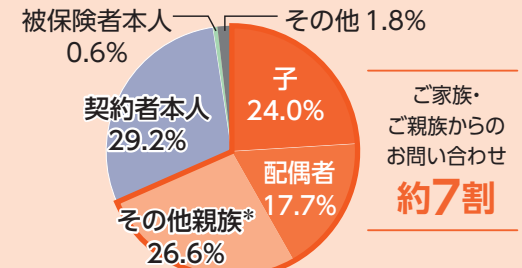
要介護状態になったときの、**ご家族への負担**も考える必要があります。

【要介護者に対する介護者の続柄】



※上記のグラフについては、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはなりません。

実際に介護保険金等の請求はご家族からの問い合わせが多くを占めています。



*「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族等からの問い合わせを含みます。

※2015年1月～2023年10月の期間での介護保険金等の請求に関するPGF生命コールセンターへの問い合わせについてPGF生命で集計した結果となります。

さらに、ご家族が様々な想いを抱えていることも

長女



お母さんが認知症になったら、口座からお金が引き出せなくなるかもしれないし、皆で介護にかかるお金を負担しないかね。

そもそも、お金の準備は、お母さんしてくれてるのかな？



長男夫婦

次女



身近でお世話をできるのは、同居してるお兄さんじゃない？

PGF生命であれば、**介護保険金を受け取る人**をご家族に指定することができます。

介護保険金は、介護保険金受取人の固有の財産となり、**口座に直接振り込まれる**ためスムーズにお受け取りいただけます。



たとえば、介護費用や介護離職による介護者の収入減の補填などに利用できます。



大切なご家族のために、必要なときに必要な資金を使えるように準備しておきませんか？

＜わしくは＞ 15～16ページ

告知について

4項目の簡単な告知

以下の告知項目①～④が「すべて該当なし」の場合、お申し込みいただけます。

①	現在、入院中ですか、あるいは医師に入院または手術をすすめられていますか（入院または手術の予定のある場合を含みます）。また、視力・聴力・言語・そしゃく機能に障がいがありますか。手・足・指に欠損または機能に障がい、または背骨（脊柱）に変形や障がいがありますか。
②	過去5年以内に、がん、心筋こうそく、脳卒中で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
③	現在、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬あるいは経過観察（指導を含む）を受けていますか。 がん（*）、心筋こうそく、脳卒中、肝硬変、腎不全（腎透析含む）、糖尿病（インスリン治療中に限る）、てんかん、こうげん病（関節リウマチ含む）、肺気腫、心臓弁膜症、先天性心臓病、臓器移植後（皮膚・角膜・骨は除く）、パーキンソン病 *再発や転移したものではなく、手術・治療・投薬が終了して5年以上経過した次の部位のがんは除きます。（食道・胃・大腸・肝臓・胆のう・胆管・膵臓・肺・腎臓・膀胱・前立腺・乳房・子宮・卵巣）
④	今までに公的介護保険の要介護（要支援を含む）認定を受けたこと、あるいは認定申請をしたことがありますか。また、今までに医師に認知症または軽度認知障害（MCI）と診断されたこと、あるいは疑いがあると指摘されたことがありますか（*）。 *現在、診断結果待ちまたは検査結果待ちの場合を含みます。 *認知症薬を処方されている場合を含みます。

※上記のすべてに該当しない場合でも、ご職業・お仕事の内容や保険のご加入状況等によっては、お引き受けできない場合があります。

告知のQ&A～正しい告知のために～

Q1 白内障で手術を受けましたが、告知項目①の「視力の障がい」に該当しますか？

A 視力が低下していない、もしくは、メガネやコンタクトレンズにより矯正可能な場合は該当しません。

Q2 以前がんて手術を受け、現在は1年に1度の検査のみ受けていますが、告知項目③の「がん」に該当しますか？

A 再発や転移を除く、手術・治療・投薬が終了して5年以上経過した次の部位のがんは該当しません。（食道・胃・大腸・肝臓・胆のう・胆管・膵臓・肺・腎臓・膀胱・前立腺・乳房・子宮・卵巣）

Q3 腰痛のため整形外科に通院していますが、告知項目①の「背骨（脊柱）の変形や障がい」に該当しますか？

A 身体障害者手帳を交付されている方、申請中の方、またはこれらの方と同程度の障がいがある方は該当します。それ以外の方は該当しません。

※上記Q&Aはあくまで一例です。



告知項目等にご不明点があれば取り扱い担当者（生命保険募集人）へご連絡ください。

しくみ(主契約)

認知症*への保障・介護保障・高度障害保障・死亡保障を生涯にわたって確保できます。

* 認知症は「器質性認知症」を指します。



そなえる

高度障害保障・死亡保障と同時に認知症*・要介護2からの介護に一生そなえます。ご契約から2年経過後、米ドル建てで一時払保険料を上回る保障を確保できます。

たくす

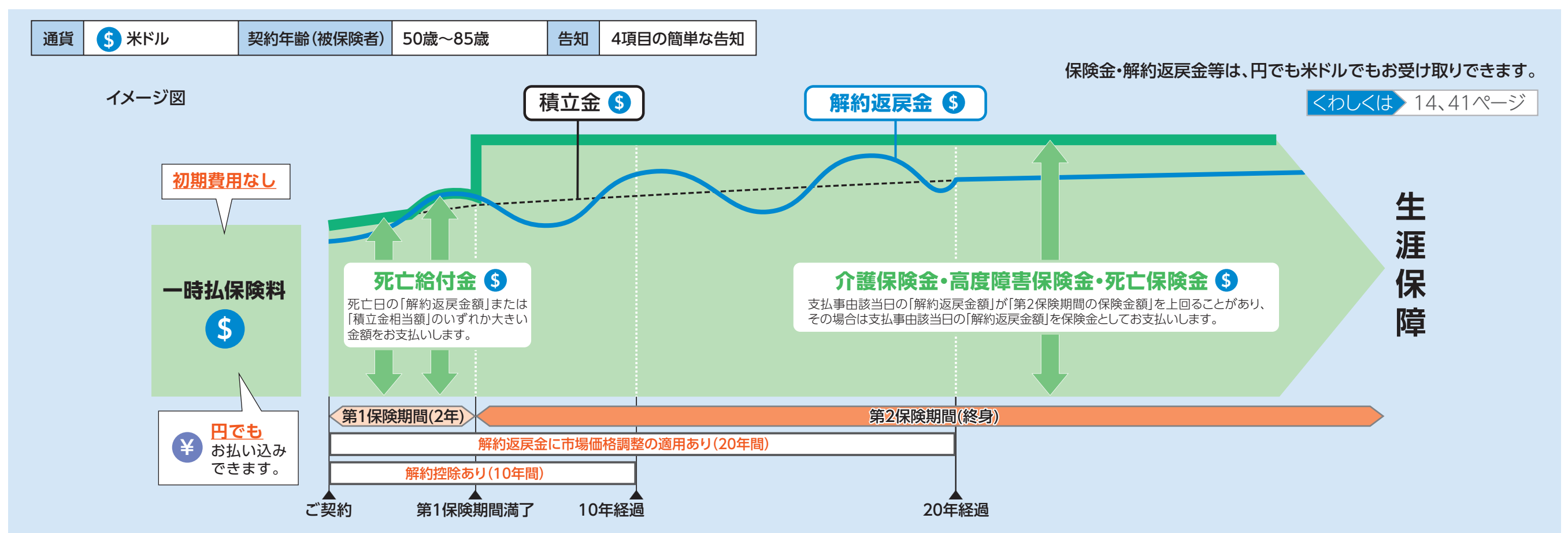
介護保険金をご家族(介護保険金受取人)に託すこともできます。

つかう

要介護等にならなくても、解約返戻金を一時金や年金で受け取ることで、ご家族・ご自身のためにつかうことができます。

のこす

死亡保険金を大切なご家族(死亡保険金受取人)にのこすことができます。



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。
※各給付金・保険金は重複してお支払いしません。

積立金と積立利率について

積立金は、将来、保険金をお支払いするために積み立てられるお金です。積立金は、積立利率をもとに計算されます。また、積立金からは所定の費用が控除されるため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

保険金等のお受け取りについて

介護保険金や死亡保険金等は、受取人の固有の財産となります。

各保険期間の給付金・保険金

第1保険期間(2年)	第2保険期間(終身)
死亡給付金	介護保険金 高度障害保険金 死亡保険金

POINT!

第1保険期間中に介護保険金または高度障害保険金の支払事由に該当された場合は、**第2保険期間開始以後**に介護保険金または高度障害保険金をお支払いします。

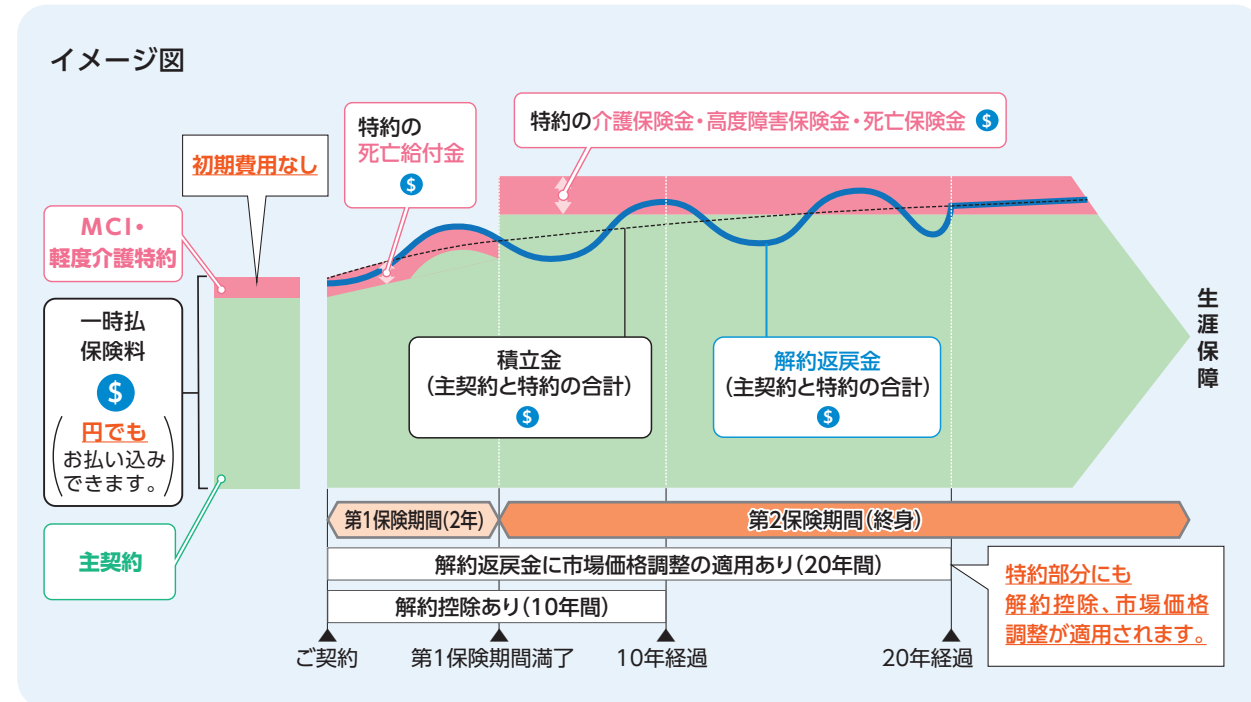
※第1保険期間満了日の翌日まで支払事由の所定の状態が継続している必要があります。

くわしくは 10~13、29~30ページ

MCI・軽度介護特約

主な保障内容

軽度認知障害(MCI)と医師による診断確定、または公的介護保険制度の要支援1以上と認定された場合、第2保険期間にこの特約の保険金をお支払いします。また主契約の支払事由に該当した場合でもこの特約の給付金・保険金をお支払いします。



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。
※主契約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。また、MCI・軽度介護特約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。

●各保険期間の給付金・保険金

第1保険期間(2年)	第2保険期間(終身)
特約死亡給付金 死亡日の「特約の解約返戻金額」または「特約の積立金相当額」のいずれか大きい金額をお支払いします。	特約介護保険金・特約高度障害保険金・特約死亡保険金 「第2保険期間の特約の保険金額」または支払事由該当日の「特約の解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。

第1保険期間中に特約介護保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当された場合は、**第2保険期間開始以後**に保険金をお支払いします。



※第1保険期間満了日の翌日まで支払事由の所定の状態が継続している必要があります。

➡軽度認知障害(MCI)について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●第2保険期間に保険金をお支払いするとき

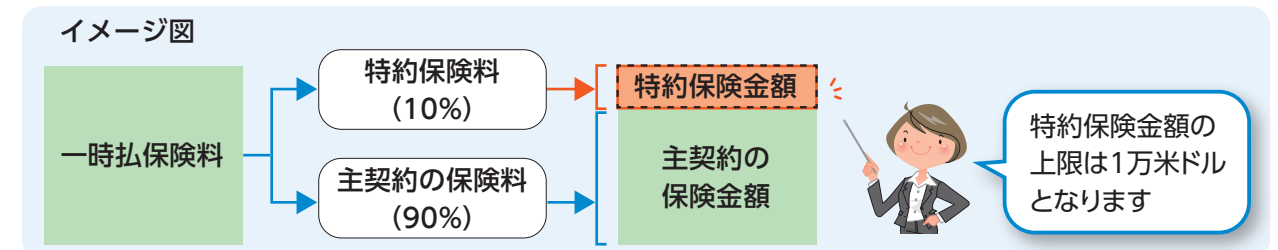
支払事由	軽度認知障害(MCI)、要支援1・2、要介護1	器質性認知症、要介護2以上	高度障害状態	死亡
主契約	—	○	○	○
MCI・軽度介護特約	○	○	○	○

くわしくは 10～13、29～30ページ

●特約保険料・特約保険金額の設定

特約保険金額は、一時払保険料*1の10%で計算される金額となります*2。
特約保険金額の上限は1万米ドルとなります。

※上限を超えた場合の特約保険料は、特約保険金額1万米ドルに対応する金額となります。



*1主契約とこの特約の保険料合計額となります。

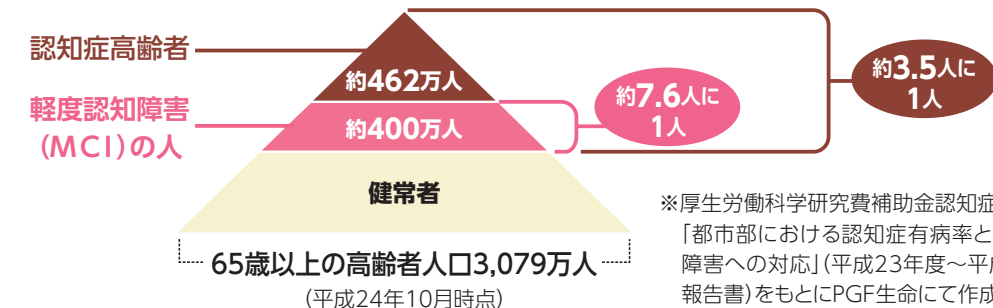
*2円で払い込む場合、お払い込みいただく一時払保険料円換算額*1の10%を、所定のレートで米ドルに換算した金額が特約保険料となります。

※特約保険料・特約保険金額を指定することはできません。

くわしくは 32ページ

参考 認知症・軽度認知障害(MCI)は身近な問題です。

<認知症高齢者の推定人数>



※厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成23年度～平成24年度総合研究報告書)をもとにPGF生命にて作成

●軽度認知障害(MCI)とは?

MCI(Mild Cognitive Impairment: 軽度認知障害)とは、認知症と完全に診断される一歩手前の状態です。放っておくと認知症に進行しますが、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があります。

MCIは健常な状態と認知症の中間の状態
MCIは健常と認知症の中間にあって、その後の対策次第ではどちらにもなりうる。



※国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター「あたまとからだを元気にするMCIハンドブック」よりPGF生命にて作成。

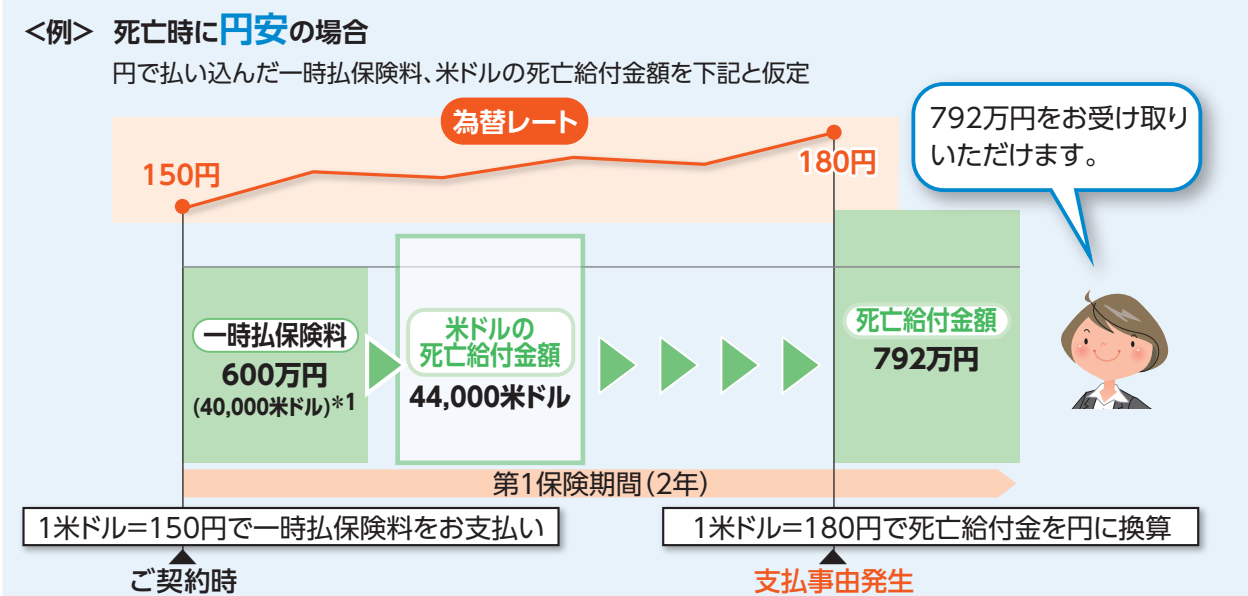
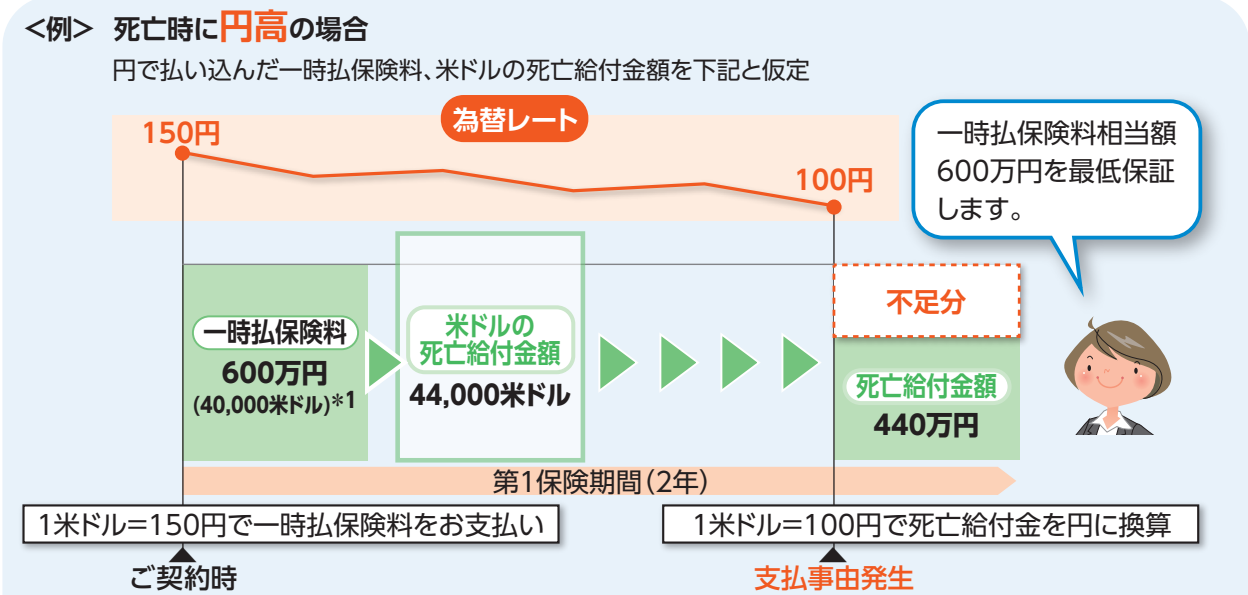
軽度認知障害(MCI)は早期発見・早期対策が大切です。
特約の保険金を活用して早めのケアを考えましょう。



円建死亡給付金額最低保証特約

主な保障内容

第1保険期間中(2年)の死亡給付金の支払額について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。



円高になっても最低保証があると安心だね。

*1 保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートが、1米ドル=150円の場合
※一時払保険料を米ドルで払い込んだ場合、一時払保険料を保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートで円換算した金額が最低保証されます。
※この特約を付加した場合、死亡給付金を円で最低保証するための費用*2が第1保険期間中の積立金から控除されます。したがって、この特約を付加した場合の積立金額は、特約を付加しない場合に比べて小さくなり、第2保険期間の保険金額が小さくなります。
*2 被保険者の性別および年齢別に設定されます。

くわしくは 32ページ

介護保険金をお支払いするとき

介護保険金の支払事由

主契約 MCI・軽度介護特約

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に以下のいずれかの状態に該当したとき、介護保険金をお支払いします。

※第1保険期間中に以下のいずれかの状態になったときは、第2保険期間開始以後に介護保険金(主契約・特約)をお支払いします(第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続している必要があります)。

支払要件		主契約	MCI・軽度介護特約
軽度認知障害(MCI)・器質性認知症の医師による診断確定 くわしくは 11~12ページ	軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき	—	○
	器質性認知症と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当したとき	○	○
公的介護保険制度による認定 くわしくは 12ページ	要支援1・2、要介護1の状態と認定されたとき	—	○
	要介護2以上の状態と認定されたとき	○	○
PGF生命所定の状態(満65歳未満の被保険者) くわしくは 31ページ	PGF生命所定の要支援・要介護状態(その1)に該当し、その状態が180日以上継続しているとき	—	○
	PGF生命所定の要支援・要介護状態(その2)に該当し、その状態が180日以上継続していることを診断され、かつその診断日から180日以内に回復する見込みがないとき	—	○
	PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき	○	○

※主契約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。
また、MCI・軽度介護特約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。

介護保険金をお支払いするとき

器質性認知症・軽度認知障害(MCI)の診断確定

器質性認知症・軽度認知障害(MCI)の診断確定は、その症状が180日以上継続していることが、医師によって診断確定されることを必要とします。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

Q1 「器質性認知症」とは？

- A** 脳の組織の変化による病気です。器質性健忘症、軽度認知障害(MCI)、アルコールを原因とする認知症などは支払対象になりません。

Q2 「意識障害」とはどのような状態？

- A** 対象を認知し、外からの刺激をうけとって反応することのできない状態をいいます。揺り動かしても目が覚めないものから、起きてはいるけど反応が鈍い、すぐに寝てしまうといったものまで含まれます。

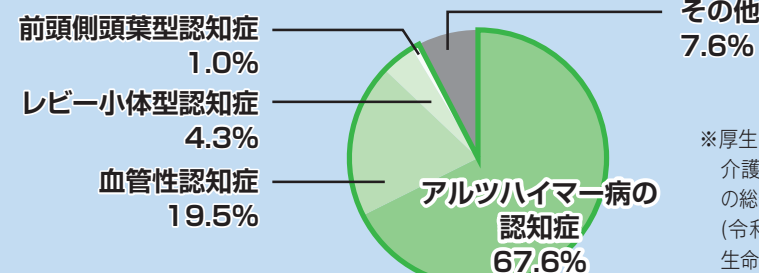
Q3 「見当識障害」とはどのような状態？

- A** 次のいずれかに該当する場合をいいます。
- (1) **時間**の見当識障害: 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 - (2) **場所**の見当識障害: 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
 - (3) **人物**の見当識障害: 日頃接している周囲の人が認識できない。

➡ 器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

参考 代表的な器質性認知症

< 認知症の種類(主なもの) >



※厚生労働省老健局「社会保障審議会介護保険部会(第78回)認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」(令和元年6月20日)をもとにPGF生命にて作成。

アルツハイマー病の認知症(67.6%)

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。

【症状】 昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度の物忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

血管性認知症(19.5%)

脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【症状】 脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が異なります。

レビー小体型認知症(4.3%)

脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、起こる病気です。

【症状】 現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

前頭側頭葉型認知症(1.0%)

※ピック病による認知症を含みます。

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】 感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

公的介護保険制度における 要介護度別の身体状態の目安



	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱等)	立ち上がりや 立位保持、歩行等	食事や排せつ	問題行動や理解低下
要支援1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	見守りや手助けが必要な場合がある	何らかの支えを必要とすることがある	ほとんど1人でできる	
要支援2 要介護1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 (介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。)	見守りや手助けが必要な場合がある	不安定さがみられることが多い	ほとんど自分1人でできる	問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護2 軽度の介護を必要とする状態	衣服の着脱は何とかできる	何らかの支えが必要	何らかの介助を必要とすることがある	物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある
要介護3 中等度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要	立ち上がりや片足での立位保持などが1人でできない	一部に介助が必要	いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護4 重度の介護を必要とする状態		立ち上がりや両足での立位保持が1人ではほとんどできない	食事にときどき介助が必要で、排せつには全面的な介助が必要	多くの問題行動や一般的な理解の低下がみられることがある
要介護5 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力が著しく低下している	ほとんどできない	1人でできない	意思の伝達がほとんどできない場合が多い

※要介護認定については、調査員による訪問調査を経て、一次判定、および、一次判定の結果と主治医の意見書をもとに総合的に判定する二次判定により決定されます。なお、上記に示した状態はあくまでも目安です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)よりPGF生命にて作成。

保険金等をお支払いするとき

高度障害保険金の支払事由

主契約

MCI・
軽度介護特約

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に次の①～⑦の状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。MCI・軽度介護特約を付加している場合、特約高度障害保険金もお支払いします。

※第1保険期間中に次の①～⑦の状態になったときは、第2保険期間開始以後に高度障害保険金(主契約・特約)をお支払いします(第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続している必要があります)。

- ①両眼の視力を全く永久に失った
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った
- ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し
終身常に介護を要する
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、
またはその用を全く永久に失った
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

▶上記支払事由の補足事項

眼の障害 (視力障害)	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失った」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
言語または そしゃくの障害	(1) 「言語の機能を全く永久に失った」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失った」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
常に介護を 要するもの	「常に介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
上・下肢の障害	「上・下肢の用を全く永久に失った」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

死亡給付金・死亡保険金の支払事由

主契約

MCI・
軽度介護特約

第1保険期間中に被保険者が死亡されたとき、死亡給付金をお支払いします。
第2保険期間中に被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。
MCI・軽度介護特約を付加している場合、特約死亡給付金または特約死亡保険金もお支払いします。

払込通貨と受取通貨等について

払込通貨について

一時払保険料は、**円または米ドル**でお払い込みいただけます。円でお払い込みいただく場合は、PGF生命所定の為替レートで米ドルに換算し、お取り扱いします。

くわしくは ▶ 39～42ページ

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は、**円でも米ドルでも**お受け取りできます。

※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

くわしくは ▶ 41ページ

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、**一括受取／年金受取／一括受取+年金受取**から受取方法をお選びいただけます。

受取方法	内容
一括受取	介護施設の入居費用や納税資金などに活用できます。
年金受取	公的介護サービスの自己負担分や生活費のゆとり分など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

介護保険金受取人と指定代理請求人について

介護保険金受取人

●介護保険金受取人として想いを託したいご家族を指定することで、介護に必要な資金を準備でき、ご家族が抱える不安を解消できます。また、主契約の介護保険金は、介護保険金受取人の固有の財産として口座へ直接振り込まれるため、スムーズにご活用いただけます。

- 被保険者の介護費用および介護離職による介護者の収入減の補填などのために、主契約の介護保険金を利用する方を受取人として下記より指定することができます。
- ・被保険者 ・契約者 ・死亡保険金受取人
 - ・指定代理請求人 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の3親等内の親族

※契約者が法人の場合は取り扱いできません。
※**介護保険金受取人は、主契約の介護保険金の支払事由発生前であれば変更することができますが、支払事由発生以後は変更することができません。**

●被保険者以外の受取人が受け取る主契約の介護保険金額および受取人の年齢には、以下の制限(新契約時および受取人変更時に適用)があります。

主契約の介護保険金額	50万米ドルを上限(同一被保険者で通算)
介護保険金受取人の年齢	原則、未成年の方は指定できません。

※被保険者以外が介護保険金受取人となっている介護・認知症給付特則付米ドル建終身保険、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険(米ドル建)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。
※被保険者以外の介護保険金受取人を複数人指定する場合は、その合計額を同一被保険者で通算して50万米ドルが上限となります。

指定代理請求人

- 被保険者と受取人が同一人のときに、保険金等を請求できない所定の事情が被保険者にある場合は、指定代理請求人が変わって請求することができます。
※主契約の介護保険金が代理請求の対象となるのは、介護保険金受取人が被保険者の場合となります。
- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- 指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。
- ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族
- PGF生命が認めた場合**、下記の範囲内からも指定することができます。
- ③被保険者と同居または生計を一にしている者 ④被保険者の財産管理を行っている者
 - ⑤死亡保険金受取人 ⑥③から⑤と同等の関係にある者
- ※証明のため所定の書類が必要になることがあります。

指定代理請求制度に加え、介護保険金受取人に「想いを託したいご家族」を指定することで、保険金等をご活用いただける範囲が広がります。

本人

なるべく子どもたちに負担をかけたくない。

夫 長男 長女

<主な取り扱いの違い>

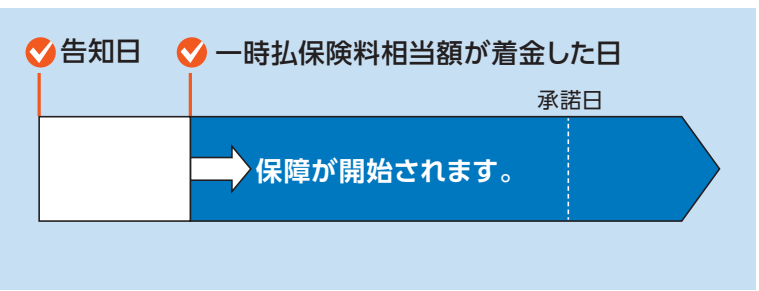
		介護保険金受取人	指定代理請求人
介護保険金	指定できる人数	1人または複数人	1人
	指定できる範囲	被保険者・指定代理請求人等	被保険者の配偶者・3親等内の親族等
	請求対象の保険金種類	主契約の介護保険金	介護保険金(主契約・特約)・高度障害保険金(主契約・特約)等
	保険金請求時の被保険者の意思表示能力	意思表示能力の有無にかかわらず 	意思表示が困難な場合
介護保険金	請求者	介護保険金受取人	意思表示が困難な場合は指定代理請求人
	財産権	介護保険金受取人	被保険者
	受取口座	介護保険金受取人の口座(受取人が複数の場合) 	被保険者または指定代理請求人の口座
	受取時の課税	非課税*	非課税

*介護保険金受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合となります。
くわしくは 47~48ページ



Q 保障はいつからはじまりますか？

A 責任開始期です。
責任開始期とは、**告知**ならびに**一時払保険料相当額のお払い込み (PGF生命への着金) がともに完了**したときです。



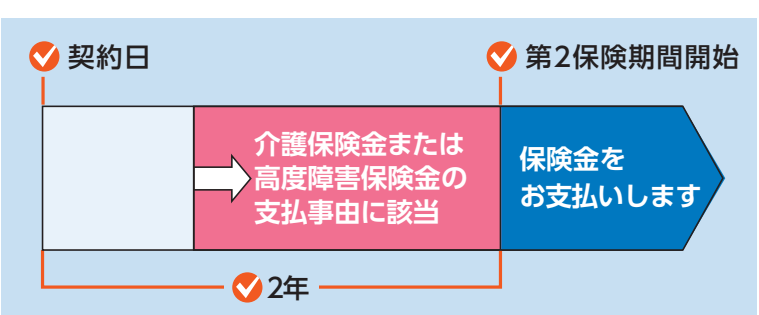
くわしくは 45ページ

Q 積立利率は一定ですか？

A 契約日の積立利率が**終身にわたって**適用されます。

Q 第1保険期間中に要介護状態等になっても保険金を受け取れますか？

A 受け取れます。
第1保険期間（2年間）中に、介護保険金（主契約・特約）または高度障害保険金（主契約・特約）の支払事由に該当し、その状態が第1保険期間満了日の翌日まで継続している場合、保険金をお支払いします。



Q 解約時に注意することはありますか？

A 市場金利に連動した**市場価格調整**を行うことから、解約返戻金は増減します。
また、契約日から10年未満に解約（減額）する場合は、**解約控除**がかかります。

くわしくは 37～38ページ



Q 保険金の受取人は契約後に変更できますか？

A 保険金の支払事由発生前であれば、所定の範囲内で保険金の受取人を変更することができます。
途中で変更をご希望される場合には、契約者からPGF生命コールセンター（0120-56-2269）へご連絡のうえ、変更のお手続きをお願いします（お手続きの際には被保険者の同意が必要になります）。

※特約介護保険金、高度障害保険金（主契約・特約）は、受取人の変更はできません。

Q 保険金の受取人が亡くなってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A 保険金の支払事由発生前であれば、保険金の受取人の変更をお願いします。
変更されない場合には、死亡保険金受取人の場合はその法定相続人が、介護保険金受取人の場合は被保険者が受取人となりますので、ご注意ください。

Q 被保険者が要介護2以上になってしまいました。介護保険金は誰が受け取れますか。

A 主契約の介護保険金を受け取るのは介護保険金受取人です。
MCⅠ・軽度介護特約を付加している場合、特約介護保険金を受け取るのは被保険者です。
※保険金の受取人が被保険者で、被保険者ご自身による意思表示が困難であるなど、保険金を請求できない所定の事情があるときは、指定代理請求人による請求が可能です。

Q 介護保険金受取人はどのような人を指定すればいいですか。

A 主契約の介護保険金は、介護費用のほか、介護離職による介護者の収入減の補填などにご活用いただけます。そのため、被保険者が介護を託したいご家族などに指定いただくと安心です。
契約者は、以下の介護保険金の活用ニーズに応じて、介護保険金受取人を指定・変更することができます。

介護保険金受取人	
被保険者以外の方（介護者）	被保険者ご自身*
ご自身がどのような介護を受けたいかを家族（介護者）と話し合い、その想いを託す介護者に経済的なサポートと安心を直接届けたい場合	要介護状態になった場合の経済的な負担に備え、ご自身でご活用いただける資金を準備したい場合

* 介護保険金受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であるなど、主契約の介護保険金を請求できない所定の事情があるときは、指定代理請求人による請求が可能です。

くわしくは 15～16ページ



PGF生命では人生100年時代に寄り 添う機能とサービスが充実しています

機能・サービス くわしくは 21～22ページ

契約内容を家族にも知ってもらいたいとき

PGFご家族登録サービス



家族にも契約の内容を知って
もらいたい。

親の保険の内容を
一緒に管理して
あげたいな。



意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

PGFあんしん代理請求サービス

契約者の私が認知症に
なった時の手続きは
どうしよう…



指定代理請求制度

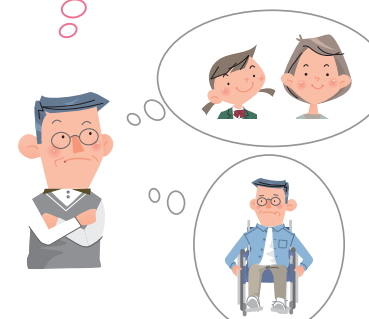
意思表示ができない
状態になったら、
保険金等の請求は
できるだろうか…



認知症や要介護状態に なったとき

介護保険金 (主契約、MCI・軽度介護特約)

私が要介護状態に
なったとき家族が介護に
かかるお金で困らないように
保険金を託したい。



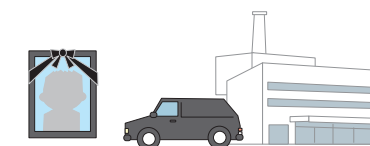
自分に万一のことがあったとき

死亡保険金・高度障害保険金

家族が相続などで
困らないように
しておきたい。



死亡保険金即日支払サービス



葬儀費用等の急な
支払いが発生した…



付帯サービス くわしくは 23～24ページ

介護や健康の 相談をしたいとき

介護・健康ほっとライン

電話相談サービス・
マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)

介護や健康に関して専門的な
方に相談したい。



認知症のリスクを知りたいとき

脳の健康度 チェックサービス

のうKNOW® PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

今、自分の
脳の健康状態を
確認したい。



認知機能 チェックサービス

おうちで認知機能チェック

PGF生命マイページ

(提供:株式会社ハルメク)

最近少し物忘れがあるかも…
認知症のリスクがあるか
簡単に確認したい。



がんのリスクを知りたいとき

がんリスクチェックサービス

サリバチェッカー 郵送

(提供:株式会社サリバテック)

今、自分ががんに罹患する
リスクを手軽に自宅で確認
したい。



家族の生活を見守りたいとき

見守り・セキュリティ紹介サービス

・HOME ALSOK みまもりサポート
・まもるっく
・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK)

父が元気に過ごして
いるか確認したい…



人生100年時代に寄り添う 機能・サービス

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※登録手続きが必要です。

※各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。

※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。

※法人契約は対象外です。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/family/>

PGFご家族登録サービス 検索



PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（契約者や受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

※登録手続きは不要です。

※契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約（減額）



- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

指定代理請求制度

被保険者が受取人である介護保険金や高度障害保険金等について、被保険者による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます（代理請求）。

＜わくは＞ 33ページ



- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なる場合があります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払いします。**



- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。
- 死亡保険金受取人が法人の場合、お取り扱いできません。

PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。



ご契約内容や
解約返戻金のご確認



住所、受取人変更や
ご家族登録サービスの
各種手続き



生命保険料控除証明書や
保険証券等の再発行



ご契約内容のお知らせ等の
各種通知や保険証券を
Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください
<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。 ※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

人生100年時代に寄り添う 付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人フロンティア)

電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネジャー等の相談員にご相談いただけます。

相談
内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談
内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス (提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)
- 「HOME ALSOK Connect」(初回2ヵ月月額利用料無料*)

*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

契約者・被保険者がご利用いただけるサービス

無料 脳の健康度チェックサービス (提供:エーザイ株式会社)

のうKNOW®

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト
内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック

※本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

無料 認知機能チェックサービス (提供:株式会社ハルメク)

おうちで認知機能チェック

健康診断等の血液検査結果を入力するだけで、5分でMMSE(ミニメンタルステート検査*)のスコアを推定後、点数を判定し認知機能の低下リスクをご確認いただけます。

*国際的に使われる認知症スクリーニングテストの一つです。

優待 がんリスクチェックサービス (提供:株式会社サリバテック)

サリバチェッカー

がんのリスクをご自宅でチェックいただけます。だ液を採取して送るだけの簡単な手続きでご利用いただけます。

※優待価格でご利用いただけます。

<チェックできるがんの種類>

・肺がん ・膵がん ・胃がん ・大腸がん ・乳がん(女性のみ) ・口腔がん

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。

※法人は利用対象外です。

※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。

※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」/認知機能チェックサービス「おうちで認知機能チェック」/がんリスクチェックサービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページの登録が必要です。

※記載の内容は、2023年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。



付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。
<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/subsurvice/index.html>



ご契約後にお送りする主な書類とお手続き

<イメージ>

契約した内容について知りたいとき

●生命保険証券



保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各種手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

※保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載します。この場合、保険証券の代わりに通知ハガキを郵送します。
※募集代理店によっては保険証券の電子化に関する特約をお取り扱いしない場合があります。

お申し込みから
1~2週間後に
交付します。

生命保険料控除を利用したいとき

●生命保険料控除証明書



生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、『マイナポータル』と連携いただけます。
※法人契約は対象外です。

お申し込み
いただいた年の
10月ごろから
郵送します。



控除証明書電子交付サービスについて、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/mynaportal/index.html>



ご契約後

保険期間中

契約した内容について知りたいとき

●ご契約内容のお知らせ



ご契約の保障内容についてお知らせします。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。

毎年10月ごろから
郵送します。

保険金額等を知りたいとき

今の介護保険金額や
死亡保険金額はいくらになるの?



ご確認方法

コールセンター



マイページ



今の解約返戻金額は
いくらなんだろう?



ご確認方法

コールセンター



マイページ



死亡保険金を請求したいとき

コールセンターへお電話いただき、必要書類をご確認のうえご返送ください。

お手続き方法

書類 ※コールセンターへお問い合わせください

<お支払いまでの流れ>



必要書類

- ①保険金請求書 (PGF生命より郵送)
- ②保険金受取人の本人確認書類の写し(お客さまにてご準備)
- ③医師の死亡診断書等の写し(お客さまにてご準備)

※ご請求内容に応じて、必要書類が異なる場合があります。くわしくは、Step2でPGF生命より発送される「保険金等のご請求のご案内」をご確認ください。



所定の条件を満たす場合、スマートフォンで請求をすることができます。くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。



介護保険金を請求したいとき

コールセンターへお電話いただき、必要書類をご確認のうえご返送ください。

お手続き方法

書類 ※コールセンターへお問い合わせください

<お支払いまでの流れ>



必要書類

- ①保険金請求書 (PGF生命より郵送)
- ②PGF生命所定の介護診断書 (PGF生命より郵送)
- ③介護保険金受取人*の本人確認書類の写し(お客さまにてご準備)
- ④要介護認定の結果が記載された「介護保険 要介護・要支援等結果通知書の写し」または「介護保険被保険者証の写し」(公的介護保険制度の要介護認定を受けて発行される書類)

※くわしくは、Step2でPGF生命より発送される「保険金等のご請求のご案内」をご確認ください。

*介護保険金受取人が被保険者の場合、お手続きは被保険者となります。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称: 認知症給付特則付介護保障付 一時払特別終身保険(米国ドル建)

■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

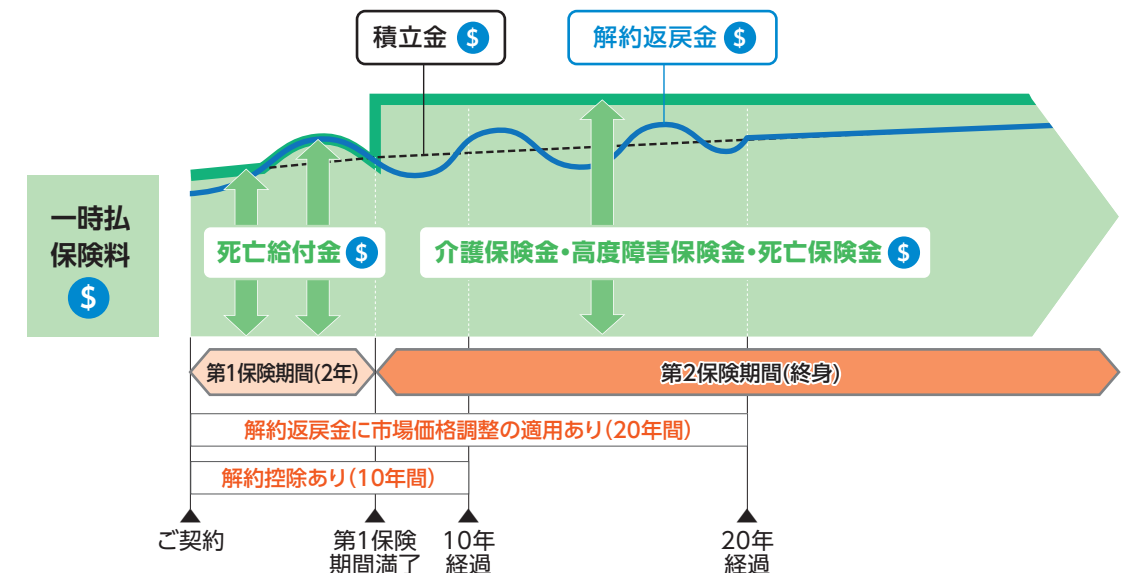
- 米ドル建てで一生にわたる認知症への保障、要介護2からの介護保障、高度障害保障、死亡保障を確保したい。
- 認知症や要介護状態になったときに使うお金(介護保険金)を、ご家族(介護保険金受取人)に託したい。
- 保険料を一時払で払い込むことでまとまった資産を運用し、米ドル建ての保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

■特徴

- 米ドル建ての一時払終身保険です。
- 契約後2年間は、死亡保障が確保できます。
- 契約から2年経過以後は、認知症への保障・要介護2からの介護保障・高度障害保障・死亡保障が一生にわたり継続します。
- MCI・軽度介護特約の付加で、契約から2年経過以後は、軽度認知障害(MCI)や要支援1からの介護にもそなえることができます。
- 保険料・保険金等の授受は米ドルで行います。

※円に換算して保険料・保険金等をお取り扱いする特約もあります。

■しくみ(イメージ図)



※上記は主契約のイメージ図です。

■保険期間について

- 各保険期間は以下のとおりとなります。

第1保険期間	契約日から2年間
第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間

■積立利率について

- 積立利率とは、積立金(将来の保険金を支払うために積み立てるお金)に適用される利率です。ただし、積立金からは所定の費用が控除されるため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

くわしくは 39ページ

- 積立利率は、次のページに定める指標金利をもとに下記の方法で決定し、毎月2回(1日と16日)設定されます。

①	指標金利の5日分の 平均値(基準利率)	1日～15日の積立利率: 前月26日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 16日～月末の積立利率: 当月11日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 *休業日のときは直後の営業日を起点とします。
②	PGF生命所定の 範囲内で増減	-1.0%～+1.5%の範囲内で①を増減します。
③	契約の締結・維持に 必要な費用を控除	ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引きます。 くわしくは 39ページ

- 契約日の積立利率が終身にわたって適用されます。

※契約日は、告知日と一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日となります。申込日と契約日が一致せず、申込日の積立利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。

【指標金利について】

- 指標金利は、会社指定の情報提供機関(Bloomberg Finance L.P.)から提供される会社所定の債券インデックスの利回りの平均値です。
- 会社所定の債券インデックスの利回りは、格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建て10年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A- 10年)の利回りを75%、米国債30年の利回りを25%の配分比率で加重平均した利回りです。

■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 一時払保険料を円で払い込むとき、「米ドルに換算した一時払保険料」は変動します。
- 保険金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「円による一時払保険料の金額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者および受取人が負います。

解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- この保険は、解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。

くわしくは 41～42ページ

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

●主契約

保険金の種類	支払時期	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡給付金	第 1 保険期間	第1保険期間中に死亡されたとき	死亡日の主契約の積立金相当額または主契約の解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
介護保険金	第 2 保険期間	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、器質性認知症による所定の状態に該当されたとき、もしくは所定の要介護状態になられたとき	支払事由該当日における主契約の死亡保険金支払額と同額	介護保険金受取人
高度障害保険金		責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	支払事由該当日における主契約の死亡保険金支払額と同額	被保険者
死亡保険金		第2保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金額*1	死亡保険金受取人

●MCI・軽度介護特約

保険金の種類	支払時期	支払事由	お支払いする金額	受取人
特約死亡給付金	第 1 保険期間	第1保険期間中に死亡されたとき	死亡日の特約の積立金相当額または特約の解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
特約介護保険金	第 2 保険期間	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき、器質性認知症による所定の状態に該当されたとき、もしくは所定の要支援や要介護状態になられたとき	支払事由該当日における特約死亡保険金支払額と同額	被保険者
特約高度障害保険金		責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	支払事由該当日における特約死亡保険金支払額と同額	被保険者
特約死亡保険金		第2保険期間中に死亡されたとき	特約死亡保険金額*2	死亡保険金受取人

*1 主契約の死亡保険金額が死亡日における主契約の解約返戻金額を下回る場合は、主契約の解約返戻金額を主契約の死亡保険金額とします。

*2 特約死亡保険金額が死亡日における特約の解約返戻金額を下回る場合は、特約の解約返戻金額を特約死亡保険金額とします。※それぞれの支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※主契約の各給付金・保険金をお支払いした後、ご契約は消滅します。主契約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。※MCI・軽度介護特約の各給付金・保険金をお支払いした後、特約部分のご契約は消滅します。MCI・軽度介護特約の各給付金・保険金は重複してお支払いしません。

第1保険期間中に介護保険金(主契約・特約)、高度障害保険金(主契約・特約)の支払事由に該当した場合は、第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続しているときに、介護保険金(主契約・特約)または高度障害保険金(主契約・特約)をお支払いします。

第1保険期間中に、介護保険金(主契約・特約)、高度障害保険金(主契約・特約)はお支払いしません。

- 契約者が法人の場合、高度障害保険金・介護保険金等の受取人を被保険者から契約者(法人)に変更することができます。お申込み時に所定の方法でお申し出ください。

【お申し出の条件】

- ①契約者・死亡保険金受取人がともに法人であること
- ②被保険者の同意を得ていること
- ※受取人を契約者に変更する場合、指定代理請求特約を付加することはできません。

補足 PGF生命所定の要介護状態、要支援・要介護状態(その1)(その2)について

・PGF生命所定の**要介護状態**とは、次の1～3のいずれかに該当している状態をいいます。
満65歳未満の被保険者が、1～3のいずれかに該当し、その状態が180日以上継続しているとき、介護保険金(主契約・特約)の支払事由に該当します。

1	下表にて 少なくとも 右記のよう に該当する	A B a b のうち いずれか 1つ	+ C D E F のうち いずれか 1つ★	+ c d e f のうち いずれか 1つ★
2			+ C D E F のうち いずれか 2つ	★下記のような同一項目の組み合わせ は除きます。 Cとc, Dとd, Eとe, Fとf
3			+ c d e f のうち いずれか 3つ	

・PGF生命所定の**要支援・要介護状態(その1)(その2)**とは、次のいずれかに該当している状態をいいます。

(その1)	下表にて 右記のいずれか 1つに該当する	A B C D E F a b c d e f	満65歳未満の被保険者が(その1)のいずれかの状態に該当し、その 状態が180日以上継続しているとき、特約介護保険金の支払事由に 該当します。
(その2)		G H I g h i	満65歳未満の被保険者が(その2)のいずれかの状態に該当し、その 状態が180日以上継続していることを診断され、かつ診断された日から 180日以内に回復する見込みがないとき、特約介護保険金の支払事由に 該当します。

		全部介助の状態	一部介助の状態
歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	次のいずれかの状態 A • 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 • 必ず車椅子を使用している。 • 寝たきり状態。	次のいずれかの状態 a • 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 • 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B • 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b • ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	次のいずれかの状態 C • 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 • 洗身をすべて介助者が行っている。	次のいずれかの状態 c • 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 • 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	次のいずれかの状態 D • 常時オムツに依存している。 • 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d • 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E • 介助がなければ1人ではまったくできない。	e • 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F • 介助がなければ1人ではまったくできない。	f • 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。
起き上がり	身体の上に布団をかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうか。	G • 何かにつかまっても1人で起き上がることができない。	g • 誰かに支えられなくてもできるが、ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で起き上がることができない。
立ち上がり	いすやベッド等に座った状態から立ち上がることができるかどうか。	H • 何かにつかまっても1人で立ち上がることができない。	h • 誰かに支えられなくてもできるが、壁や手すり、ベッド柵等の何かにつかまらなければ立ち上がることができない。
片足での立位	平らな床の上で、左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する(平衡を保てる)ことができるかどうか。	I • 何かにつかまっても1人で片足で立っていることができない。	i • 誰かに支えられなくてもできるが、壁や手すり、いすの背等の何かにつかまらなければ片足で立っていることはできない。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 付加できる主な特約

■MCI・軽度介護特約

●軽度認知障害(MCI)と診断確定、または公的介護保険制度の要支援1以上と認定された場合、第2保険期間にこの特約の保険金をお支払いします。また、主契約の支払事由に該当した場合でも、この特約の給付金・保険金をお支払いします。

●特約保険金額は、お払い込みいただく一時払保険料(主契約と特約の保険料合計額)の10%で計算される金額となります*1。ただし、1万米ドルを上限とします*2。

*1 円で払い込む場合、お払い込みいただく一時払保険料円換算額(主契約と特約の保険料合計額)の10%を、所定のレートで米ドルに換算した金額が特約保険料となります。
*2 特約保険金額が1万米ドルの場合、特約保険料は特約保険金額1万米ドルに対応する金額となります。
※この特約の最高保険金額は1万米ドルとなります。同一の被保険者に対し、この特約に複数のご契約がある場合、通算して判定します。
※特約保険料・特約保険金額を指定することはできません。

●この特約は主契約と同様に米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

●この特約の積立利率は、主契約と同じ積立利率が適用されます。

●この特約部分には、主契約と同様に、契約日からその日を含めて10年間は解約控除があり、契約日からその日を含めて20年以内に解約する場合は解約返戻金に市場価格調整が適用されます。

●この特約単独での減額はできません。主契約の死亡保険金額を減額するとき、主契約の死亡保険金額の減額割合と同じ割合で特約死亡保険金額を減額します。ただし、減額された特約死亡保険金額が1,000米ドルを下回る場合は、特約死亡保険金額は1,000米ドルとなります。

■円建死亡給付金額最低保証特約

●第1保険期間中の死亡給付金の支払額について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。

●この特約を付加している場合、第1保険期間中に死亡されたとき、次の①②のいずれか大きい金額をお支払いします。

①	所定の書類がPGF生命に到着した日の前日における所定の為替レートをを用いて死亡給付金の支払額を円換算した金額
②	【一時払保険料を円で払い込んでいた場合】 円による一時払保険料の金額 【一時払保険料を米ドルで払い込んでいた場合】 一時払保険料の受領日における所定の為替レートをを用いて、米ドル建ての一時払保険料を円換算した金額

●この特約を付加した場合、死亡給付金を円で最低保証するための費用*が第1保険期間中の積立金から控除されます。したがって、この特約を付加した場合の積立金額は、特約を付加しない場合に比べて小さくなり、第2保険期間の保険金額が小さくなります。

*被保険者の性別および年齢別に設定されます。
※金融情勢等の変化により積立利率がPGF生命所定の水準を下回る場合は、被保険者の性別および年齢によっては、第1保険期間中の積立金額が米ドル建ての一時払保険料を下回ることがあります。第2保険期間の保険金額が米ドル建ての一時払保険料を下回る場合はこの特約はお取り扱いできません。
※MCI・軽度介護特約と同時付加する場合の一時払保険料は、主契約とMCI・軽度介護特約の保険料合計額となります。

※MCI・軽度介護特約と同時付加し、かつ特約死亡保険金額が米ドル建ての特約の一時払保険料額を下回る場合、主契約およびMCI・軽度介護特約部分ともにこの特約はお取り扱いできません。

■指定代理請求特約

- 被保険者と受取人が同一人のときに、保険金等を請求できない所定の事情が被保険者にある場合は、指定代理請求人が代わって請求することができます。
※主契約の介護保険金が代理請求の対象となるのは、介護保険金受取人が被保険者の場合となります。
- 保険金等の受取人が法人の場合、この特約による代理請求を行うことができません。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

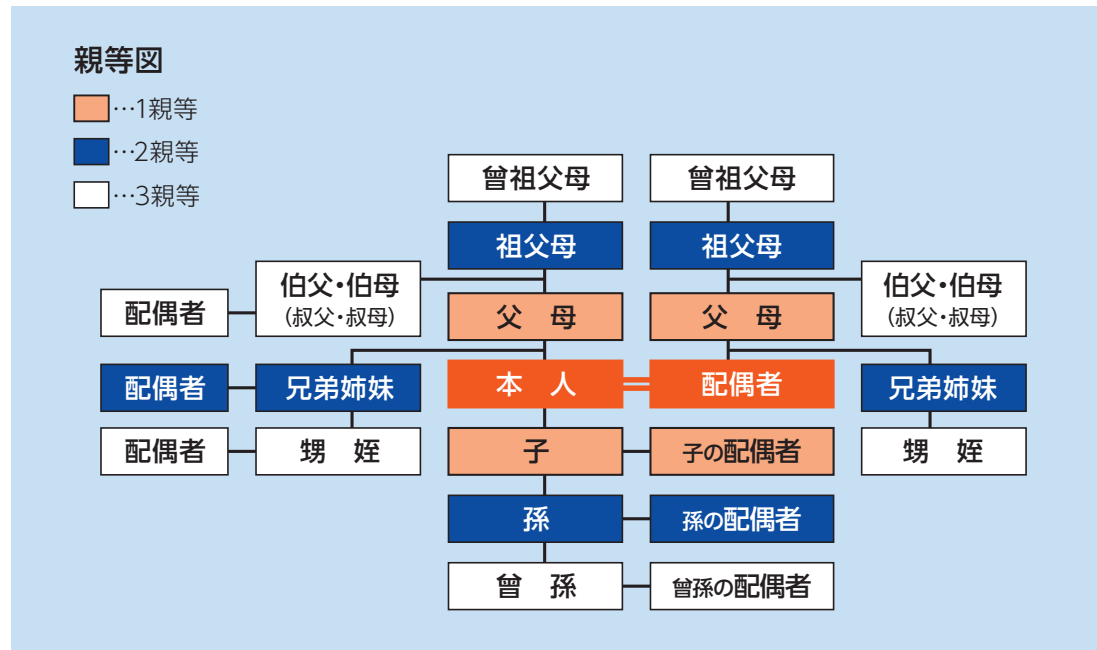
・指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

・**PGF生命が認めた場合**、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者 ④ 被保険者の財産管理を行っている者
⑤ 死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。



■リビング・ニーズ特約(10)

- 第2保険期間中に被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金(主契約・特約)の全部または一部を被保険者にお支払いします。

※お支払いの際、指定保険金額(ご請求いただいた金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引きます(お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります)。

※MCI・軽度介護特約を付加している場合、特約死亡保険金額から先に減額し、指定保険金額が特約死亡保険金額を超える場合には、超える部分について主契約の死亡保険金額を減額します。

【お支払いの限度】

- ・この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
- ・30万米ドルかつ円換算額3,000万円*を限度とした範囲内で、お支払いします。

*PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。

※他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

■円換算払込特約

- 米ドル建ての一時払保険料を、円で端数なくご指定のうえ、お払い込みすることができます。
※この保険では「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。

■円換算支払特約

- 米ドル建ての保険金・解約返戻金・年金等を、円でお支払いすることができます。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を年金に変更することができます。

※この特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

※契約者が法人の場合、保険金や解約返戻金のお支払いが生じる前に、この特約の付加を申し出ることができます。

※MCI・軽度介護特約の保険金等の支払方法も変更することができます。

【年金の種類】

確定年金(年金支払期間指定型)	年金支払期間:5年~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金支払期間:指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間:5年~20年(5年単位)
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間:5年~20年(5年単位)

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金支払期間)を計算します。

※年金受取人が法人の場合、確定年金のみお取り扱いできます。

- ・年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- ・年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- ・最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

参考 米ドルまたは円への換算について

対象	換算レート*1	換算基準日
円換算払込特約を付加して円で払い込むとき	一時払保険料の円換算額	指定銀行のTTM+50銭
円換算支払特約を付加して円で受け取るとき	死亡給付金・死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金・解約返戻金	指定銀行のTTM-1銭
	年金(年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合)	年金支払日の前日*3
	年金(一括で円換算し、年金の原資を円とする場合)	年金開始日の前日*3

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信売買相場の仲値(TTM)として用います。

*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。

*3 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

※MCI・軽度介護特約を付加している場合、特約保険金等も同様のお取り扱いです。

4 ご契約の諸条件

■保険期間：終身

■被保険者の契約年齢範囲（満年齢）：50歳～85歳

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	一時払	
最高保険料額*	契約年齢	金額
	50歳～64歳	80万米ドル
	65歳～69歳	120万米ドル
	70歳～74歳	160万米ドル
	75歳～85歳	200万米ドル
最低保険料額	3万米ドル（円換算払込特約付加時は300万円）	
取扱単位	100米ドル（円換算払込特約付加時は1万円）	

* 同一の被保険者に対し、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）、介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に複数のご契約がある場合、通算して判定します。

※ MCI・軽度介護特約の付加有無に関わらず、最高保険料、最低保険料は上記となります。

※ 上記以外にもご加入に際しては制限があります。

■告知：告知扱（健康状態に関する4項目）

■受取通貨・受取方法について

保険金・解約返戻金等は下記のとおりお受け取りいただけます。

受取通貨：円またはドルで選択できます。

※ 円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

受取方法：一括受取／年金受取／一括受取＋年金受取から選択できます。

受取方法	内容
	介護施設の入居費用や納税資金などに活用できます。
	公的介護サービスの自己負担分や生活費のゆとり分など、毎月かかる費用などに充てられます。
	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

■受取人について

死亡保険金受取人・介護保険金受取人は契約者があらかじめ複数人を指定することができます。

保険金等	受取人
死亡給付金（主契約・特約） 死亡保険金（主契約・特約）	死亡保険金受取人
介護保険金（主契約）	介護保険金受取人
介護保険金（特約） 高度障害保険金（主契約・特約）	被保険者
解約返戻金（主契約・特約）	契約者

●死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または3親等内の親族を指定できます。

●介護保険金受取人

被保険者の介護費用および介護離職による介護者の収入減の補填などのために、主契約の介護保険金を利用する方を受取人として下記より指定できます。

- ・被保険者
- ・契約者
- ・死亡保険金受取人
- ・指定代理請求人
- ・被保険者の配偶者
- ・被保険者の3親等内の親族

※ 契約者が法人の場合は取り扱いできません。

被保険者以外の受取人が受け取る主契約の介護保険金額および受取人の年齢には、以下の制限（新契約時および受取人変更時に適用）があります。

主契約の介護保険金額	50万米ドルを上限（同一被保険者で通算）
介護保険金受取人の年齢	原則、未成年の方は指定できません。

※ 被保険者以外が介護保険金受取人となっている介護・認知症給付特則付米国ドル建終身保険、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に複数のご契約がある場合、通算して判定します。

※ 被保険者以外の介護保険金受取人を複数人指定する場合は、その合計額を同一被保険者で通算して 50 万米ドルが上限となります。

➡ ご契約内容（一時払保険料等）については、[申込書または申込書控](#)をご覧ください。

5 配当金

- この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約することができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険契約は将来に向かって効力を失います。
- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- 解約日は、所定の書類がPGF生命に到着した日となります。
- 契約日からその日を含めて**10年間は解約控除があります。**
- 契約日からその日を含めて**20年間は市場価格調整があります。**
- 死亡保険金額の部分的な解約（減額）も可能です。

※減額後の主契約の死亡保険金額が2万米ドル以上となる必要があります。

※MCI・軽度介護特約を付加している場合、主契約の死亡保険金額の減額割合と同じ割合で特約死亡保険金額が減額されます。MCI・軽度介護特約単独での減額はできません。なお、減額された特約死亡保険金額が1,000米ドルを下回る場合は、特約死亡保険金額は1,000米ドルとなります。

■解約返戻金額の計算方法

- 解約返戻金額は、解約（減額）する時期によって計算方法が異なります。

【契約日から起算して**20年後の契約応当日以降**に解約した場合】

解約返戻金額は積立金額と同額です。

【契約日から起算して**20年後の契約応当日の前日**までに解約した場合】

解約返戻金額は次の方法により計算します。

解約返戻金額

= 積立金額 × (1 - **市場価格調整率** - **解約控除率**)

積立金額について

解約のとき	解約日の積立金額
部分的な解約（減額）のとき	= 減額日の積立金額 × 死亡保険金額の減額割合

市場価格調整率 について

次の方法によって算出される率を用います。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{契約日における基準利率}}{1 + \text{解約日(減額日)における基準利率} + A} \right]^{\frac{\text{残存月数}^*}{12}}$$

A：基準利率を定める日から解約日（減額日）までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日（減額日）において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます（契約時には定まっていません）。

*解約日（減額日）からその日を含めて、契約日から起算して20年後の契約応当日の前日までの月数（月数未満は切り上げます）に0.75を乗じた月数

「A」により、契約日と解約日（減額日）における基準利率が同一であっても、解約（減額）時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

例えば、契約日と解約日（減額日）における基準利率が3%、「A」が0.10%の場合、残存期間に応じて以下の率が控除されます。

＜解約日（減額日）における積立金額に対する控除率＞

残存年数*1	20年*2	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
控除率	1.45%	1.37%	1.30%	1.23%	1.16%	1.09%	1.01%	0.94%	0.87%	0.80%
残存年数*1	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
控除率	0.73%	0.65%	0.58%	0.51%	0.44%	0.36%	0.29%	0.22%	0.15%	0.07%

*1 解約日（減額日）から起算して、契約日から20年後の契約応当日の前日までの残存年数

*2 契約日の率

解約控除率 について

契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除率を用います。

経過年数	～ 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

契約日から10年以上経過している場合、解約控除は行いません。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

くわしくは 39～40ページ

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用は、「積立利率を設定する際にかかる費用」、「積立金より控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

積立利率を設定する際にかかる費用

積立利率は、指標金利によって算定される基準利率から保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いています。

積立金より控除される費用

第2保険期間中は、将来の死亡保障、高度障害保障、介護保障および器質性認知症の保障に必要な費用が積立金から控除されます*1。なお、この費用については年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

*1 MCI・軽度介護特約を付加した場合、軽度な介護保障および軽度認知障害(MCI)の保障に必要な費用も控除されます。

※ 円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合、第1保険期間中は、死亡給付金を円で最低保証するための費用が積立金から控除されます。なお、この費用については、年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

保険料を円でお支払いいただく場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお支払いいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2024年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

保険料を米ドルでお支払いいただく場合、 保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料*2(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。
- 米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料*2(PGF生命の口座に送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。
- 米ドルで保険金等をお受け取りいただく場合の手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。

※ クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用も同様です。

保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2024年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2024年4月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

くわしくは 37~38ページ

為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合（円換算支払特約）、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- ・この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- ・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受取金額がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

市場金利変動リスクについて

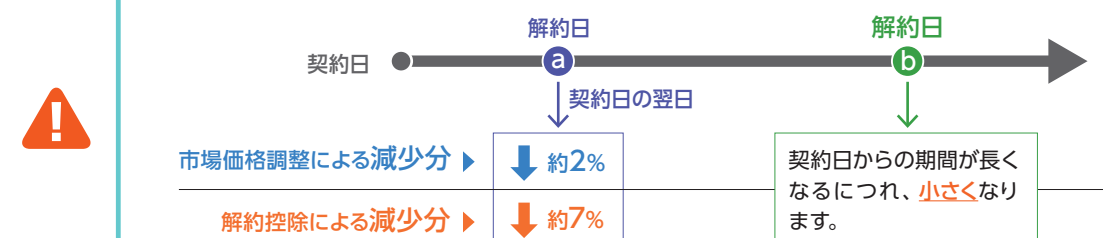
この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します（解約日（減額日）における基準利率+A*3が、この保険契約の契約日における基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります）。また、契約日から10年未満に解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、**解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

*3 基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。解約日(減額日)において0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます(契約時には定まっていません)。

短期間で解約すると、お受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い **a** の方が、解約日までの期間が長い **b** より市場価格調整・解約控除による減少額が大きくなり、お受取額は小さくなります。また、**市場金利が契約日より上がった場合は、さらにお受取額が小さくなります。**

＜減少割合の例＞ 契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日と解約日（減額日）における基準利率を3%、Aを0.10%とした例です。

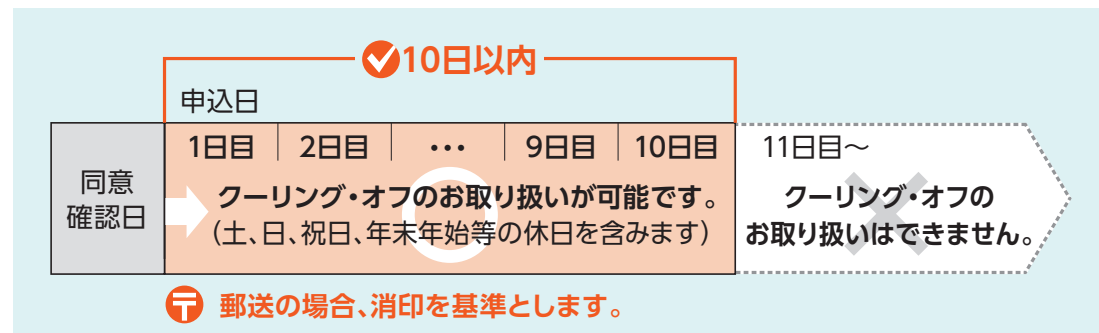
くわしくは ▶ 37～38ページ

※契約日や解約日（減額日）における基準利率を、「市場金利」として説明しています。
 ※市場価格調整による減少分の数値について、小数点第1位を切り上げて表示しています。
 ※市場金利・為替相場の変動による影響を受けるため、解約返戻金額は変動します。

1

お申し込みの撤回または
解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を**含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、**原則PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申し込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。**

	保険料のお払い込み時の通貨	お申し込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加 する 場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加 しない 場合	米ドル*2	米ドル*4

*1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。

*2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。

*3 円でお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。

*4 米ドルでお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**

- ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
- ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
- ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
- ④為替差損(益)

※米ドルでお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。**その場合、為替差損が生じる可能性があります。**

【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



※契約者が法人の場合、法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります(後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください)。ホームページよりお申し込みの撤回等の手続きを完了させることはできません。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申出書面(封書)の記載見本

切手 〇〇局 00.00.00 10日以内の消印有効	1008964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー PGF生命 クーリング・オフ担当 宛	PGF生命 行 私は下記契約の申し込みを撤回します。 氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店 預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇 送付先 〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー PGF生命 クーリング・オフ担当	●お申し込みの撤回等をする旨の明記 ●自署*1 ●申込書控に印字 ●すでに保険料を払い込まれた場合*2
-------------------------------------	--	---	--

*1 契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります。

*2 PGF生命にお払い込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。**

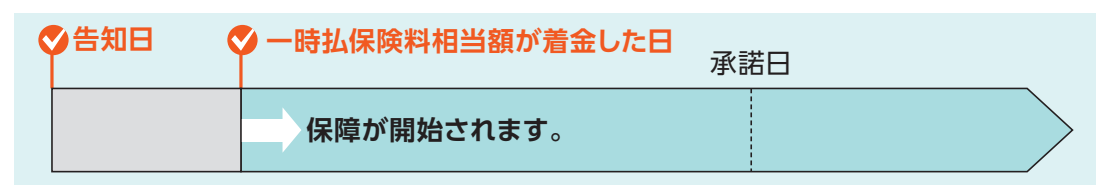
- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのまます告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命が有しています。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払い込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了したときから、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について(以下、代表的な例)

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

6 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。**

7

現在のご契約を解約・減額することを前提に
新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**

➡ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

8

税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

※受取人が契約者あるいはその配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

保険料	対象
主契約（一時払保険料）	一般生命保険料控除
MCI・軽度介護特約（一時払保険料）	

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

保険金等にかかる税金について

- 死亡保険金（主契約・特約）および死亡給付金（主契約・特約）にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） + 住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）」まで非課税となります。
- 介護保険金（主契約・特約）、高度障害保険金（主契約・特約）およびリビング・ニーズ特約（10）による保険金等は、受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税*となります。

*「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税になります（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、9-21）。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。

解約返戻金にかかる税金について

解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税（一時所得）と住民税の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= { [収入 - 必要経費] - 特別控除 } × 1/2

(受取額) (払込保険料等) (50万円)

外貨建ての税務上の換算レートについて

この保険の税務上のお取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金（主契約・特約）*3	被保険者の死亡日	<相続税・贈与税の対象となる場合> TTB（対顧客電信買相場）
死亡保険金（主契約・特約）*3		<所得税の対象となる場合> TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金*3	解約日（減額日）	TTM（対顧客電信仲値）

*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）およびPGF生命所定のTTB（対顧客電信買相場）に準じる為替レートを用います。

*2 円換算払込特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。

*3 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額（米ドル）が一時払保険料（米ドル）を下回る場合があります。**

➡ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

（ 2023年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。 個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。 ）

9 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

10 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- この商品に係る**指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会**です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）**。お問い合わせ先については、**PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ (<https://www.pgf-life.co.jp/>) に掲載していますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険料を借入金で調達してのお申し込みおよび借り入れを前提としたお申し込みはできません。
- 保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



PGF生命

プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、
2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

➡ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します	明示事項
PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。 ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務	

➡ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します	同意事項
PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。 取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係者・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。 また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。	

➡ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します	同意事項
PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。	

➡ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります	同意事項
PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。 また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申し込みくださいますようお願い致します。	

➡ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります	同意事項
PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。	

➡ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります	同意事項
勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。	

➡ ギブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します	同意事項
PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるギブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とギブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。	

➡ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます	明示事項
PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」))とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。 協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。	

➡ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります	明示事項
PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。 保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。 これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。	

「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建) —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、
「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものになります。



- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/webby/2451.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、をクリックしてください。

Web約款番号

2451



※この商品のWeb約款番号は **2451** です。

-----「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは-----

お申し込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申し込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申し込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申し出ください。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「生命保険証券(Web保険証券)*」をおすすめしています。お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約を付加された場合にこのサービスをご利用いただけます。

*Web保険証券とは、PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券」です。

*以下の場合には保険証券の電子化に関する特約は消滅し、書面での生命保険証券をお届けします。

・保険契約者が変更された場合

・PGF生命マイページの登録を解除された場合

*募集代理店によっては保険証券の電子化に関する特約をお取り扱いしない場合があります。

*保険証券の電子化に関する特約は、お申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。



- ご契約の成立後にお申し込み時に登録いただいたe-mailアドレスにPGF生命マイページへの登録をご案内します
- いつでもPGF生命マイページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 文字を拡大して閲覧ができます



「PGF生命マイページのご案内」はこちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも新規登録ページやログインページにアクセスできます。

PGF生命

検索

各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料

0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)